

日野町交流センター指定管理者募集要項

日野町交流センターの管理運営業務を、効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法第244条の2第3項及び日野町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、日野町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則、日野町交流センターの設置及び管理に関する条例の規定により、管理運営を行う指定管理者を募集する。

1 施設の概要

- (1) 施設名 日野町交流センター
- (2) 所在地 鳥取県日野郡日野町下榎1183番地
- (3) 施設の規模等（平面図・見取図詳細は別添のとおり）
 - ア 構造 鉄筋コンクリート
 - イ 階数 一部地上2階
 - ウ 敷地面積 11, 115 m²
 - エ 建築面積 977.02 m²（1階：815.64 m²、2階：161.38 m²）
 - オ 建物概要 1階：食堂、厨房、事務室、受付カウンター、交流ホール、和室3室（各10畳）、洋室2室（11.3 m²）、浴室
2階：和室4室（各8畳）

2 応募資格

- (1) 日本国内に事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 法人、団体及びそれらの代表者等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理の取り消しを受けたことがあるもの
 - イ 地方自治法施行令第167条の4各項に該当するもの
 - ウ 国税及び地方税の滞納があるもの
 - エ 暴力団（暴力団における不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号））と密接につながりのあると認められるもの
 - オ 無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人、清算人のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - （ア）破産者で復権を得ない者
 - （イ）成年被後見人又は被補佐人
 - （ウ）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - （エ）公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - （オ）暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であると認められる者
 - カ 申請の日において現に県または県内各市町村の指名停止措置を受けている団体
 - キ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体

3 指定管理者が行う業務内容

以下の記載のほか、「日野町交流センター指定管理業務仕様書」による。

- (1) 使用許可に関する業務
使用申請の受付、決定、その他日野町交流センターの運営及び利用促進に関する

こと。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び敷地内の清掃・除草、日常的な維持管理及び除雪並びに軽微な修繕。

(3) その他

ア 日野町交流センターの設置及び管理に関する条例、日野町個人情報保護条例、日野町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び施行規則並びに個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適正な管理を行うこと。

イ 公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに利用者のサービス向上に努めること。

ウ 衛生管理（レジオネラ菌対策等）については、法令を遵守した対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。

エ 防犯対策、防災対策等については、対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。

オ 毎年度2月末日までに翌年度の事業計画書を町に提出すること。また、毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成し町に提出すること。

4 指定管理を行う期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

5 指定管理業務に要する経費

指定管理業務に要する経費は、原則として指定管理者が徴収する使用料金で賄うこととし、町が指定管理者に支払う指定管理料は、年額1,480万円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、別途協定書で定める。

6 町と指定管理者との責任分担

区 分	指定管理者	町
運営管理（案内、苦情処理、利用促進）	◎	
維持管理（清掃、除雪、日常的な維持管理）	◎	
使用料（決定、徴収）	◎	○（承認）
災害時対応（調査、報告、応急措置）	◎	○（指示等）
施設の修繕	○（小規模）	◎
施設の火災保険料		◎
施設利用者の被災に対する責任	事案による	
利用者に係る保険の加入	◎	

※1 表で定める事項で疑義がある場合又は表にない事項は、町と指定管理者が協議して定める。

※2 指定管理者の故意、過失、協定等に定められた管理運営を怠ったことによる破損・滅失は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が修繕等を行う。

※3 施設の修繕に関する責任分担については、町と指定管理者の協議により協定で定める。

7 応募の方法

(1) 応募書類の受付期間

令和7年9月25日（木）～10月31日（金）

午前8時30分～午後5時（土、日、祝日を除く）

※10月31日（金）午後5時必着とする。

(2) 応募書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 団体の概要を記載した書類
- ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(全部事項証明書)、非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- エ 法人にあつては、定款、規約その他のこれらに相当する書類、非法人にあつては、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類(会則等の写し)
- オ 国税及び地方税の納税証明書(団体および代表者)又は納税義務がない旨を証する書類
- カ 指定期間に属する各年度の管理業務に関する事業計画書及び収支計画書
- キ 前事業年度の収支(損益)計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書又はこれに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)
- ク 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)
- ケ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消されたものでないこと等の申立書

(3) 応募書類の提出先等

日野町役場産業振興課(鳥取県日野郡日野町根雨 101 番地)に持参又は郵送

(4) 提出部数 1 部

(5) 募集要項・仕様書・申請書用紙

募集要項、仕様書、申請書用紙は、日野町役場産業振興課に準備していますが、日野町ホームページからもダウンロードできます。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ア 応募書類のほかに必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。
- イ 応募書類及び追加資料は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ウ 応募書類及び追加資料は、日野町情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則認めません。
- オ 応募書類及び追加書類の作成、応募に係る費用は、応募者の負担とします。

(7) 現地説明会の開催

- ア 日時 令和7年10月16日(木) 午後2時から
- イ 場所 日野町交流センター(鳥取県日野郡日野町下榎 1183 番地)
- ウ 内容 募集要項、仕様書及び業務内容の説明、現場説明、質問表への回答

(8) 質疑応答

応募に際し質問のある場合は、質問表を提出してください。

ア 質問表の提出期間

令和7年9月25日(木)～10月6日(月)

午前8時30分～午後5時(土、日、祝日を除く)

※ 10月6日(月) 午後5時必着

- イ 提出先 日野町役場産業振興課
- ウ 要領 質問は、原則として別添の様式により文書で提出ください。
- エ 回答 質問の回答は、令和7年10月16日(木) 現地説明会で行います。

(9) 選考委員会による応募者からの聴き取り

- ア 日時 令和7年11月11日(火)(予定)
- イ 場所 日野町役場(予定)

- ウ 内容 全般について聴き取りを行いますので、必ずご参加ください。
 1 応募者につき約 60 分（提案説明 30 分、質疑応答 30 分）程度を予定しています。
 聴き取りは、申請書受付順に行います。

8 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

町長が指定管理者選定委員会の意見を聞き、候補者を決定します。

(2) 選定基準等

候補者の選定は、応募書類により応募資格、提案内容等を書類審査します。ただし、プロポーザル方式としますので、応募書類並びに面接に基づいて聴き取りを行います。

【審査基準】※詳細は別紙「日野町公の施設に係る指定管理者選定採点表」のとおり

評価項目	配 点
住民の平等利用の確保	35
施設効用の最大限の発揮	90
管理を安定して行うことができる経営規模や経営能力	50
施設の管理費用の縮減	10
その他効果的な広報、各種の提案等	15

採点の結果が満点の 6 割を満たさない場合は候補者としません。

また、各審査項目の「細目」の配点が 10 点の場合は 2 点以下、5 点の場合は 1 点以下の採点が 1 つでもある場合は、選定委員会で協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、候補者としません。

(3) 選定対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象より除外します。

- ア 応募期間内に所定の書類が整わなかった場合
- イ 複数の応募を行い又は複数の事業計画を提出した場合
- ウ 応募書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- エ 応募書類に虚偽又は不正があった場合
- オ 選定委員会委員に個別に接触した場合
- カ 選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ク その他不正な行為があった場合

(4) 候補者の決定

町長は候補者を決定した場合は、その結果を書面で応募者全員に通知するとともに、候補者をホームページ等で公表します。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

9 応募書類等の様式は以下のとおり

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 団体の概要書（様式第 2 号）
- (3) 事業計画書（様式第 3 号）
- (4) 収支計画書（様式第 4 号）
- (5) 申立書（様式第 5 号）
- (6) 質問表（様式第 6 号）

10 指定後の手続き

(1) 仮協定（協定）の締結

指定管理者候補者の決定後、仮協定を締結します。その後に開催される町議会の議決を経て、議会の議決があったときに本協定の成立とします。

ア 協定内容

- (ア) 指定期間に関する事項
- (イ) 業務に関する基本的な事項
- (ウ) 使用料等に関する基本的な事項
- (エ) 業務報告に関する事項
- (オ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (カ) その他

イ 協定で定めた事項について基本的に改定は行いません。ただし、特別な事情があるときは、協議のうえ協定の改定をすることができるものとします。

ウ 協定の成立後、指定管理者は令和8年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

11 候補者決定から管理運営までのスケジュール（予定）

- (1) 令和7年11月中下旬 候補者選定
- (2) 令和7年12月上旬 仮協定書の締結
- (3) 令和7年12月上中旬 議会提案・承認
- (4) 令和8年 4月 1日 指定管理開始

12 その他

(1) 業務開始前に管理の実施が困難になった場合

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者が次の事項のいずれかに該当した場合は、候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ア 日野町議会において指定に係る議案が否決されたとき。

イ 指定管理者等が倒産、解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

ウ 業務の履行が確実にないと認められるとき。

エ 提出された応募書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

カ この要項に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき。

キ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

(2) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には速やかに町に報告すること。

イ 指定管理の責に期すべき事項により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、町は指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及びその実施を求めることができるものとし、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかったときは、町は指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ 指定管理者が町の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合、町は指定管理者の指定を取り消すことができます。

エ イまたはウにより指定管理者の指定を取り消され、町に指定管理者の責務不履行による損害が生じた場合には賠償の責めを負うこととなります。

オ 町又は指定管理者は、不可抗力の発生により業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果やむを得ないと判断された場合、町は指定の取り消しを行うものとします。

(3) 指定期間満了前の取り消し時の措置に関する事項

指定管理者は、指定期間満了前の取り消しが行われた場合、その理由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務が遂行できるよう引き継ぎを行うものとします。

13 問合せ先

〒689-4503

鳥取県日野郡日野町根雨 101 番地（担当：杉原、中田、池田）

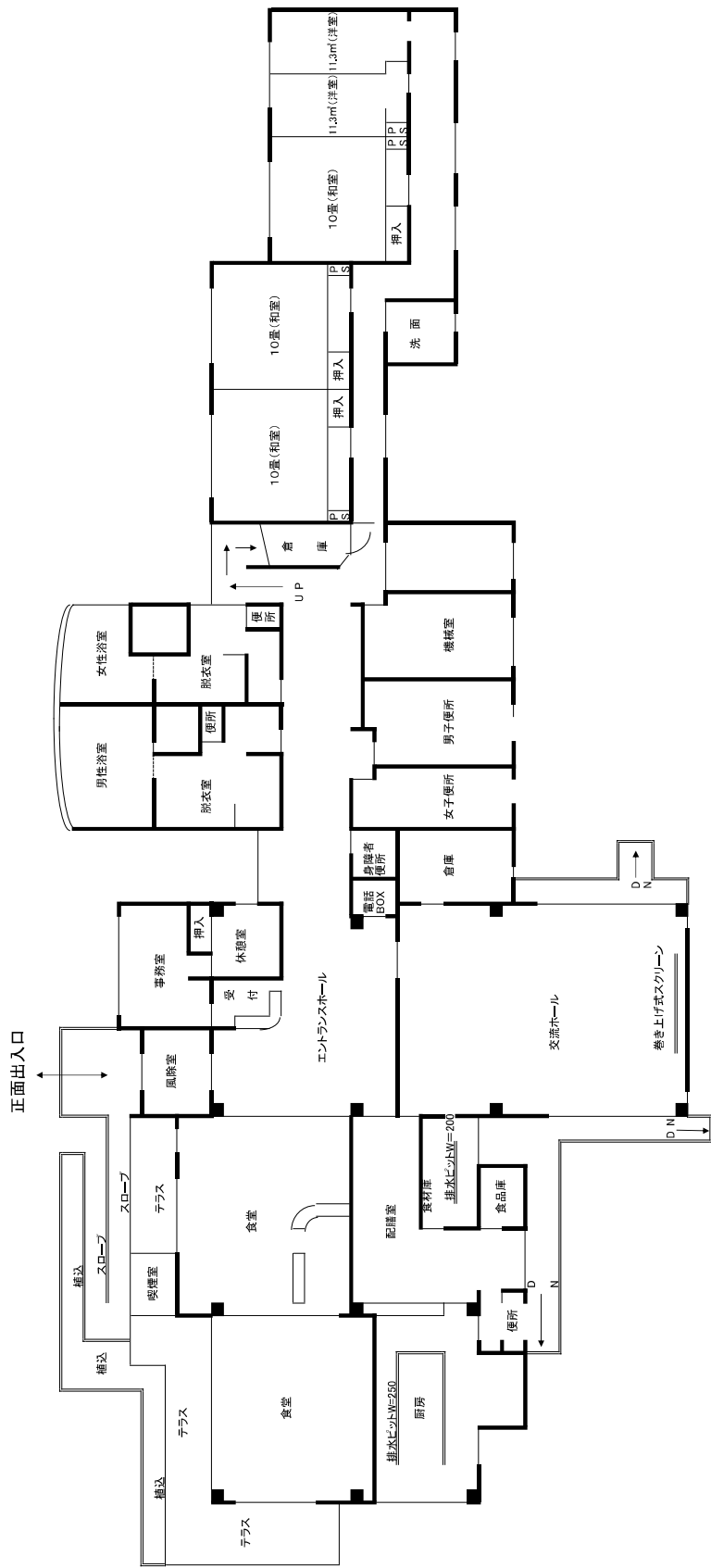
日野町役場産業振興課 電話番号：0859-72-2101

メールアドレス:sangyo@town.tottori-hino.lg.jp

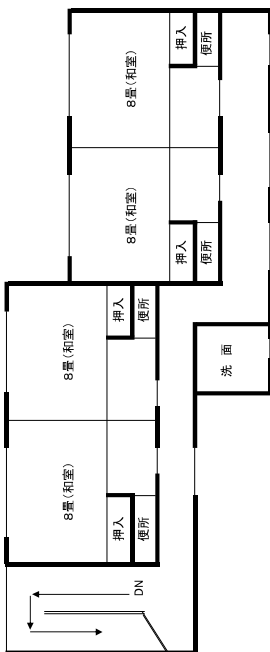
ファクシミリ：0859-72-1484

日野町交流センター平面図

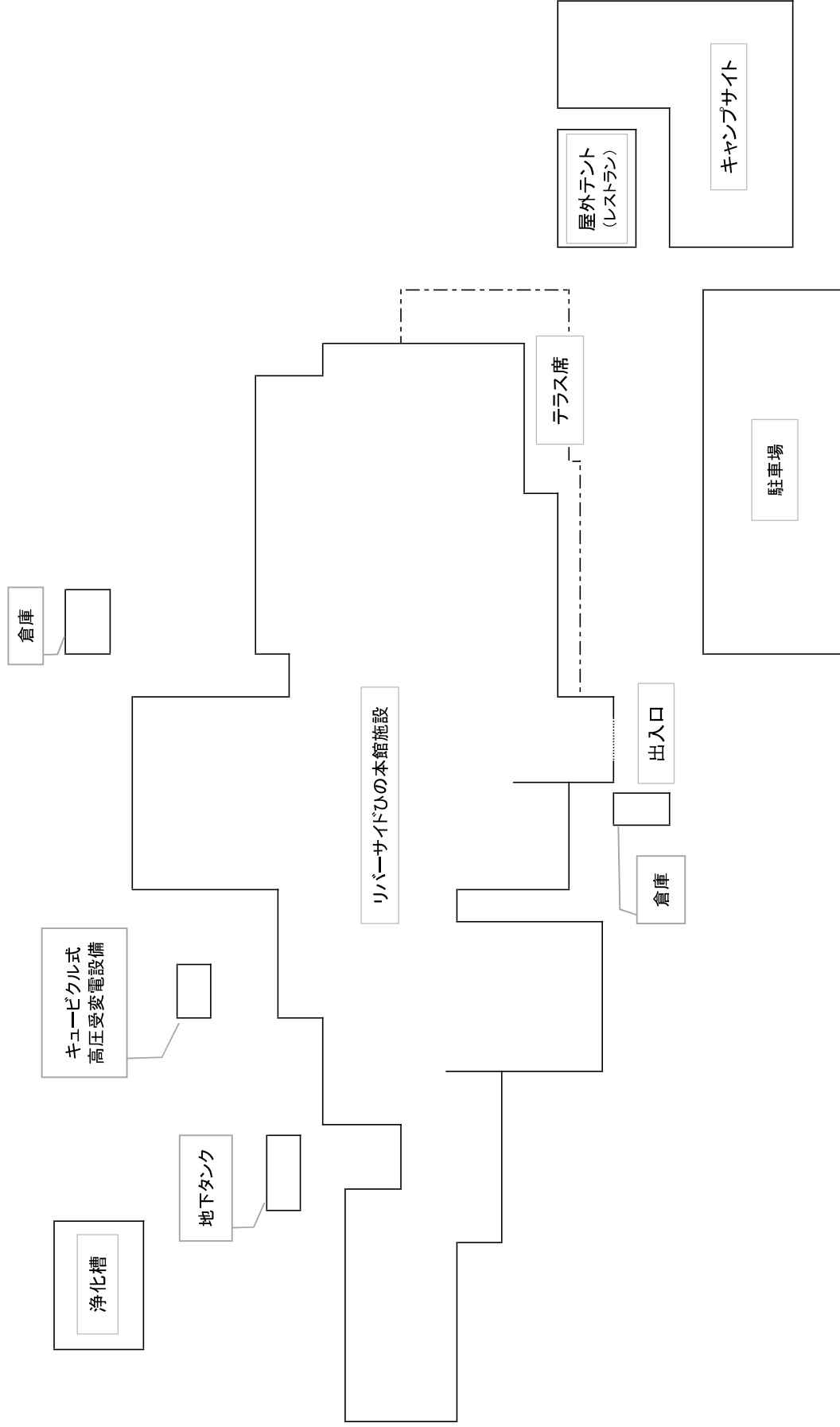
(1 F)



(2 F)



日野町交流センター見取図



日野町公の施設に係る指定管理者選定採点表

審査日

施設 日野町交流センター

申請者名

選定委員

評価項目			細目	配点	採点
1	住民の平等利用の確保	1 施設の設置目的及び管理運営方針	1 基本理念等	1 管理運営に対する基本理念は適切か	5
			2 管理運営の基本方針	2 施設の設置目的を十分理解しているか 1 基本方針は適切か 2 運営上の得策(提案)はあるか	5 5 35
	2 平等な利用を図るための具体的な手法及びその効果	1 社会的弱者への配慮	1 生活弱者や社会的弱者への配慮がなされているか	5	
		2 町への協力や地域、関係機関との連携	1 具体的な取り組みと実現根拠があるか	10	
2 施設利用の最大限の発揮	1 利用者の増加を図るための具体的な手法及びその効果	1 利用向上策	1 利用向上策(利用拡大の取組み)は可能か 2 地域食材の活用や集客力のある食の提供が期待できるか 1 地域等との連携が図られる提案内容か 2 利用者が利用しやすい提案内容となっているか	10 10 10 10	
		2 サービスの向上を図るための具体的な手法及びその効果	1 サービス向上並びに質の確保のための提案内容となっているか 2 提示(募集要項等に明示)した項目の提案内容となっているか 3 利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方針はあるか	10 5 5	
	3 施設の維持管理内容、適格性及び実現の可能性	1 施設の組織体制	1 施設の組織体制は適切か(組織図・職員(従業員)数参照)	10	
		2 防犯・防災に対する体制	1 防犯・防災等に対する危機管理の対応、連絡体制は適切か	5	
		3 施設の維持管理体制	1 除雪・除草・清掃・警備業務は適切か	5	
		4 個人情報保護等への対応	1 個人情報保護の考え方や措置、情報管理体制が適切であるか 2 情報公開に対する考え方、取り組み姿勢が適切であるか	5 5	
	3 管理を安定し行うことが可能である経営規模や経営能力	1 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	1 経営計画の実現可能性(収入面及び支出面)	1 中長期的な経営方針が明確に示されているか 2 指定管理料の設定額の妥当性及び収支計画の実現可能性はあるか	5 5
			2 安定的な管理運営が可能となる人的能力	1 職員(従業員)の雇用、その確保策の提案はあるか 2 職員(従業員)の育成や接遇などの研修体制は考えられているか 1 財務状況は良好か	10 10 5
		3 安定的な管理運営が可能となる経済的基盤や規模等	1 財務状況等	2 運営や経営のモラルは適切か 3 資金調達能力はあるか	5 5 5
			4 施設の運営実績等	1 同業種等の管理・運営実績	1 施設管理は適正に行えるか、また管理運営実績はあるか
4 施設の利用の縮減	1 施設の利用の縮減	1 経費削減策	1 施設管理費等の縮減に向けての提案は適正か	5	
5 施設利用の縮減	1 効果的な広報の提案	1 施設の利用の縮減	1 施設管理経費の適切性はどうか 2 町民への情報提供、広報宣伝についての考え方が適切であるか	5 10	
		2 町民への情報提供、広報宣伝についての考え方が適切であるか	10		
計				200	計

【特記事項】
 ①「採点」評価できる：5(10～9)、やや評価できる：4(8～7)、普通：3(6～5)、やや評価できない：2(4～3)、評価できない：1(2～1)
 ②審査員全員の採点集計の結果が満点の6割を満たさない場合は候補者としません。
 また、細目の配点が10点の場合は2点以下、5点の場合は1点以下の採点は1つでもある場合は、選定委員会で協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、候補者としません。